

お知らせ

第二次国見町健康増進計画(案)の意見募集

町では、令和7年度から開始する第二次国見町健康増進計画を作成しています。これに対し、町民の皆さんからのご意見を募集します。
▼募集期間 2月12日(金)から3月5日(金)
▼計画案の閲覧場所 ほげん課窓口、観月台文化センター、町ホームページ
▼意見を提出できる方
・国見町内に在住・在勤の方
または町内に事務所・事業所を有する法人その他の団体
・本案件に利害関係のある個人及び法人、その他団体
▼意見提出方法 ほげん課保健係まで持参または郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。
▼意見及び意見に対する回答の公表 3月中旬を目途に寄せられた意見とそれに対する回答を公表します。意見の提出者に対する個別

西根堰土地改良区 農地異動届

伊達西根堰土地改良区の水利費賦課は、毎年4月1日現在の農地面積を基準に算定されます。令和7年度の水利費賦課の基準となる農地面積などに変更がある場合は、届出をお願いします。
▼届出が必要な場合
・農地の売買などにより所有者が変わったとき。
・地区除外をするとき。
・経営移譲や死亡などで名義変更をしたとき。
・農地の賃借があったとき。
(水利費の支払義務者を確認してください。)
▼届出期限 3月21日(金)
▼届出・問い合わせ先
伊達西根堰土地改良区

の回答は行いません。
※意見の内容以外の個人が特定できる情報は公表しません。
ほげん課保健係
☎585-2783
FAX 585-2181
E-mail hoken@town.kunimi.fukushima.jp

今年度は5年に一度の「国勢調査」が行われます

日本国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として、9月下旬に調査票を配布し、10月1日現在で日本国内に居住しているすべての人と世帯を対象に調査します。
調査結果は、さまざまな行政施策の基礎データや研究・教育活動など皆さんの生活の幅広い分野で利用されます。
回答方法には、インターネット回答と郵送回答もあり、スマートフォンやパソコンから24時間いつでも回答ができるインターネット回答が簡単・便利です。ぜひご利用ください。
企画調整課総合政策係
☎585-2217
国見町の高齢者施設では、福祉資格や経験が不要の「介護助手を募集しています」

「介護助手」を募集しています。直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳・下膳など、介護の周辺業務を行います。ご自身のライフスタイルに合わせて無理なく働いてみませんか?ぜひ、お気軽にお問い合わせください。
伊達西根堰土地改良区
☎521-5662



福島県福祉人材センター ホームページ

介護福祉士養成科の訓練生募集

テクノアカデミー郡山では、ハローワークに求職の申込みをし、受講あつせんを受けられる方を対象として、国家資格「介護福祉士」の取得と介護福祉業界での正社員就職を目指すことを目的とした2年間の教育訓練を委託により実施します。
▼募集コース 介護福祉士養成科
▼訓練期間 令和7年4月

適切な価格転嫁の「パートナーシップ構築宣言」制度

福島県では、行政機関、経済団体、労働団体の10団体により「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を発出し、関係者が一丸となり、企業が「発注者」の立場で適切な取引を行うことを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の普及を始め、適切な価格転嫁の機運の醸成に向けた取り組みを進めています。
また、県では「パートナーシップ構築宣言」宣言企業へのインセンティブとして、県補助事業等において優遇措置を導入し、取り組みを進めています。詳しい内容は福島県のホームページをご覧ください。
福島県商工総務課
☎521-7270

福島県最低賃金改正

福島県の最低賃金が令和6年10月5日から時間額955円に改正されました。福島県最低賃金は、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の名称に関わらず、県内の全ての労働者に適用され、使用者はその金額以上を支払わなければなりません。雇用者も労働者も必ず確認しましょう。
福島県労働局労働基準部賃金室
☎536-4604

人権擁護委員を委嘱

《よろしく願っています》

畑 善徳さん (藤田) ※再任
【任期】令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

佐藤勢津子さん (塚野目) ※再任
【任期】令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

石塚いずみさん (藤田) ※新任
【任期】令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

福島県最低賃金 955円
特定最低賃金 1,020円
時間額 令和6年10月5日発効
時間外 996円
時間外 1,005円
955円
955円
福島労働局

国見町に暮らし、働くみなさんの奨学金返還を支援します!

- 最大15年間・360万円まで補助
期間中に返還した奨学金の月額2万円(年額24万円)を限度
※補助金の交付申請する年度の10月1日から起算した1年間

対象者

- 下記①から③のすべてを満たす方
①大学、大学院、短期大学などを卒業した(または令和6年度卒業予定の)満30歳未満の方
②国見町に継続して10年以上定住する意思のある方
③1週間の所定労働時間が20時間以上の方、自営業の方(ただし、国家公務員又は地方公務員を除く)
※対象者として事前に認定を受ける必要があります。詳しくは、募集要項(町ホームページ)をご覧ください。

対象奨学金

- ①国見町奨学金
②日本学生支援機構 第一種・第二種奨学金
③国または地方公共団体の奨学金
④大学等独自の奨学金
※申請者本人が貸付を受けた奨学金が対象です。

申請期限

令和7年3月28日(金)

詳しくは町ホームページへ⇒



国見町教育委員会教育総務課 ☎585-2892